収納管理WT議事（令和７年２月25日～令和６年３月３日）
③仕様書改定案（帳票要件 等）に関するご意見

仕様書改定案の対象 （専門部会へ提示）	帳票ID	帳票名	項目番号	項目名称	意見の分類 （専門部会へ提示）	新規意見区分 （専門部会へ提示）	要件		意見の要旨		運用想定	現行システム区分 （専門部会へ提示）	対応方針 大分類 （採用する、反映しない 要検討）	要件修正方針 （追加、修正、削除、変更なし、要検討）	構成自検認（WT）要否 （共有、意見照会、不要）	詳細	回答集約（地方団体構成員）	検討結果
							修正前	修正後	分類（専門部会へ提示）	詳細								
帳票要件	108	督促状兼納付書（個人住民税・森林環境税）（専用紙）			⑥：表現の見直し	①：新規意見	要件の考え方・根拠欄に【納付書と一体型のため、専用紙としている。納付書部分は、帳票ID014012９「納付書」または個人住民税の帳票要件における帳票ID010039「特別徴収納入書」とする。】と記載されている。	「または」の表現を明確にしてはいい。	*①：地方税法（法律・政令・省令）への対応* *②：外部機関（eLTAX等）への対応*	個人住民税の特別徴収の納入書は地方税法施行規則に基づいて帳票ID010039「特別徴収納入書」で定義されているが、督促状兼納付書の場合にここの「特別徴収納入書」を用いるべきものか「普通徴収の納付書と同じレイアウトでも良い」ものかが明確ではない。 「または」の説明として、個人住民税の特別徴収に関する督促状兼納付書の帳票レイアウトをどうするべきか、分かるようにしてほしい。			要検討	修正	共有	記載を明確にするため、下記文言を要件の考え方・根拠に追記いたします。 なお、個人住民税の特別徴収に関する督促状兼納付書については納付書部分は、帳票ID014012９「納付書」として考え方を変えない。	（北市）：（意見なし） （K市）：（意見なし） （C市）：承知しました。 （I市）：（意見なし） （B市）：異存なし （J市）：回答なし （F市）：（意見なし） （H市）：（意見なし） （D市）：（意見なし） （A市）：（意見なし） （地方税共同機構）：（意見なし） （デジタル庁）：（意見なし） （総務省統括アドバイザー）：対応方針に同意します。	4.1版にて重過の修正する。
帳票ロジック仕様・諸元表	140132	納税証明書	5	納税義務者名（名称）	②：要件変更	①：新規意見	形式：１５/３	形式：４０/２	*①：業務効率化*	文字数が足りないケースがあり、例文作成時の手間が増えるため、文字数を個人住民税所得証明書と同様桁数を文字数にしていただきたいです。	文字溢れでのExcel対応をなくしたいです。	反映しない	変更なし	意見伸ばし	【確認】 ①15桁／3行でも氏名（名称）の文字数が足りないケースはありでしょうか。 ②文字数が足りないケースが多い場合、例文作成時必要でしょうか。 （文字数を変更する場合は、5.0版での対応を検討いたします。）	（北市）：①これくらいを持って申しやすかが不明ですが、仕事に抽出した25,000件のうち660件が45文字オーバーでした。3行表記の場合改行盛所により、一番多くなることが予見されます。 ②現行システムでは59文字表示までオーバーリストとなるため、同程度（60文字）を希望。この条件では年要件がオーバーリスト対象となる。 ③現行システムでは1行表記 （K市）：①当市では現在400件ほどいますが、文字数が足りないケースは年要件程度です。②－ （C市）：①標準化になってからの約２ヶ月半で、文字数が足りないケースが１０件ありました。標準化前の３年間では０件でした。２ヶ月も対応を行っていないと日々増にはは、文字数を理由に海行不可となり、早ロに再考がしてもらっています。 ③納税証明に課税証明は同時に発行する場合が多いため、課税証明に準じて８０字必要だと考えます。６５字程度の氏名のみでは現実いるため、最低でも７０字は必要です。 （I市）：①45文字（15桁×３行）であると文字数が足りないケースが多く発生すると見込まれます。（当市の現行システムでは96文字（48文字×２行）となっています） ②書類毎の最低のため、80文字（40桁×２行）程度あれば現実的に発生は非常に少いと考えます。 （B市）：多くは無い （J市）：①当市ではそのようなケースはオ少いです。ただ、将来的には増加するかと思われます。②当市で文字数が一番多い方は50文字であります。修正案で足りると考えます。 （F市）：①只に数件程度発生すると思われる。②外国人の名前の為、文字数に対応が困難が多の、恒常しずらい。 （H市）：本市では45文字を超える人はデータ上で101/12869名人（0.008%）、外国籍に限定すると101/665名人（0.152%）です。最大文字数は50桁文字です。 なお、修正するのであれば基本データリストで氏名は100文字となっており、レイアウト上もスペースがあることから５０/２行ぶんいのではないかと思われます。 （D市）：①当市では文字数が不足する前提条件は発生しておりません。②修正案の形態：40桁/２行を対応する予定であれば十分かと感じられます。 （地方税共同機構）：コメントありません。 （デジタル庁）：市民対応業務に関する事項のため、回答を控えます。 （総務省統括アドバイザー）：「文字数を個人住民税所得証明書と同様程度」とあるように、個人基本情報については、システム間・帳票間でそろえておくことが望ましい（特に地自税もシステムと連携するシステム間については）。	基本データリストに合わせ形で、桁数「50/２」で5.0版の修正を進める。
帳票ロジック仕様・諸元表	0140037	口座振替不能通知兼納付書（注意はがき）	20	指定期限	③：要件削除	①：新規意見	指定期限	削除	*①：住民サービス向上*	納付書上の期限が複数存在すると、納税者にはわかりにくいと思案します。本来の納期限を過ぎて指定期限を設定した場合、「納期限ではなく、指定期限（指定された期限）までに納付すればいい」と都合の良い解釈がうまれ、無駄なやり取りに時間を割くことになり、行政な事務管理業務に支障をきたすことが想定されます。 ※【～納付書】という帳票で指定期限の項目があるものすべてに対しての意見です。	指定期限項目をバーコード使用期限と統合する。eLQRの期限と採用する場合、バーコード"等"使用期限として項目を設ける。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映しない	変更なし	共有	諸元表に記載の通り、「指定期限」は手表示も選択できるようにしているため、対応不要と考えます。	（北市）：（意見なし） （K市）：（意見なし） （C市）：承知しました。 （I市）：（意見なし） （B市）：異存なし （J市）：回答なし （F市）：（意見なし） （H市）：（意見なし） （D市）：（意見なし） （A市）：（意見なし） （地方税共同機構）：コメントありません。 （デジタル庁）：（意見なし） （総務省統括アドバイザー）：対応方針に同意します。	指摘の対応方針の通り、指定期限に関する改定は行わない。
帳票レイアウト		督促兼納付書			②：要件変更	①：新規意見			*①：現行事務処理・現行帳票の踏襲*	宛名が正確に印字されないため	014２新規種の帳票レイアウトについてです （009006_10）。 督促兼納付書（専用用紙）のOCR は39文字・44文字とされている一方、督促兼納付書（注意はがき）のOCR は30文字・35文字となっています。 ベンダーに問い合わせたところ、注意はがきのOCR文字数では不足するため、今後は専用用紙を用いる必要があるとうかがっています。 よって、注意はがきも専用用紙と同じOCR文字数になるよう、標準仕様書で示してほしいと考えています。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	修正	共有	帳票要件に記載の通り、注意はがき型の納付書に印字される OCRライン の行数や形式については、指定はしておりません。 一方で、レイアウト上のOCR文字数が30文字・35文字となっていることから、意見が来てしまっています。 そのため、このような混乱を避けるため、レイアウト上のOCR文字数は39文字・44文字に修正いたします。 （帳票要件：014012９　要件の考え方・根拠） 注意はがき型の納付書に印字される OCRライン の行数や形式については、帳票レイアウト上に大きな位字位置のみを参考として記載し、位字項目・諸元表では詳細な仕様を定義しないこととしている。	（北市）：（意見なし） （K市）：（意見なし） （C市）：承知しました。 （I市）：（意見なし） （B市）：異存なし （J市）：回答なし （F市）：（意見なし） （H市）：（意見なし） （D市）：（意見なし） （A市）：（意見なし） （地方税共同機構）：コメントありません。 （デジタル庁）：（意見なし） （総務省統括アドバイザー）：対応方針に同意します。	4.1版にて重過の修正する。